

令和元年度第24回庁議提案 **審議**・報告・その他
 提出日：令和2年3月26日
 担当部・課：雄勝総合支所地域振興課〔57-2111〕
 産業部観光課〔内線3535〕

① 件名
雄勝地域拠点エリア雄勝観光物産交流館テナント区画等使用料の減免について
② 施策等を必要とする背景及び目的（理由）
<p>【背景】 東日本大震災により、地域中心部にあった建物のすべてが被災し、雄勝地域における観光・商業の機能が失われた状況となっている。 そのため、雄勝中心部地区に、賑わいを創出し復興の核となるゾーンとして、地域拠点エリア整備計画を策定し事業を進めてきた。</p> <p>【目的】 雄勝地域の事業者等は、未だ経済的体力が回復しておらず、石巻市観光物産交流館テナント区画等の内装工事等の開店資金として、保有資金の大部分を投資することから、テナント区画等使用料を減免することにより、被災事業者等の負担軽減を図り、経営の安定化に資する。</p>
③ 根拠法令及び総合計画又は個別計画との整合性
<p>【根拠法令】 石巻市雄勝地域拠点エリア条例（令和2年石巻市条例第12号）</p> <p>【総合計画との整合性 総合計画の位置付け：有・<input type="checkbox"/>無<input type="checkbox"/>】 又は 【個別計画との整合性】</p>
④ 提案に至るまでの経過（市民参加の有無とその内容を含む。）
令和2年 3月 石巻市雄勝地域拠点エリア条例制定（令和2年4月1日施行）
⑤ 主な内容
<p>(1) 減免対象 東日本大震災により被災した事業者又は市長が特に認めた場合</p> <p>(2) 減免額</p> <p>ア テナント区画 1㎡当り1月につき1,710円 （土地及び建物の使用料は、防災集団移転事業における移転団地の借地料に準拠し、その算定結果が固定資産税相当（1.4%）となるよう、条例第14条別表第4に規定する1平方メートル1月につき2,230円から1,710円を減額する。）</p> <p>イ 物販区画 1㎡当り1月につき1,820円 （土地及び建物の使用料は、防災集団移転事業における移転団地の借地料に準拠し、その算定結果が固定資産税相当（1.4%）となるよう、条例第14条別表第4に規定する1平方メートル1月につき2,350円から1,820円を減額する。）</p> <p>(3) 減免期間 5年間（令和2年4月1日から令和7年3月31日まで）</p>
⑥ 実施した場合の影響・効果（財源措置及び複数年のコスト計算を含む。）
<p>【影響・効果】 雄勝地域拠点エリア雄勝観光物産交流館テナント区画等入居者に対し、テナント区画等使用料を減免することにより、被災事業者等の負担軽減を図り、経営の安定化が図られ、雄勝地域の賑わいの創出が期待できる。</p> <p>【市財政への負担】 減免による影響額 約11,859千円/年 ※雄勝観光物産交流館の建設財源は復興交付金となっている。</p>

⑦ 他自治体の政策との比較検討
⑧ 今後の予定及び施行予定年月日
令和2年 4月 石巻市雄勝地域拠点エリア条例及び施行規則施行 石巻市雄勝地域拠点エリア使用料の減免について告示 石巻市雄勝地域拠点エリア供用開始
⑨ その他
雄勝観光物産交流館テナント区画等利用予定事業者 飲食店：3事業者、店舗：5事業者、事業所：2事業者